

こちら特

病気やけがで生活に支障のある人を支える障害年金という制度がある。受給者は全国で百九十九万人。十年前より四十万人増えた。都道府県ごとで支給・不支給の認定に差があるなど、審査のあいまいさが指摘されているほか、支給を求めて訴訟に発展するケースも相次いでいる。

(白名正和、榊原崇仁)

「簡単にはもらえないんだな、あきらめようかな、って考えた」。身体障害四級で、現在は障害基礎年金二級を受け取っている東京都の小山信子さん(55)は、最初の受給申請の際に、「要件を満たさない」とはねられた経験がある。障害年金は支給金額の多い順に一〜二級がある。障害年金の「認定医」が対象になるか判断する。一級は「身のまわりのことはかろうじてできる」。二級は「家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできる」。三級は「労働が著しい制限を受ける」だ。

一、二級は公的年金の全加入者が受給対象で、三級は会社員ら厚生年金保険の加入者だけが対象となつて

病気・けがの生活苦支援

障害年金ハードル高い?



いる。障害基礎年金の支給月額は一級が八万五百円、二級が六万四千四百円。小山さんは足が不自由で、一人で日常生活を送れるが、つえを手放せない。NPO法人「こらーる・た

障害年金を受給している小山信子さん(左)と障害者を支援するNPO法人代表の加藤真規子さん(右)＝東京都墨田区で

支給基準あいまい



「親がいて家もあるので生活保護は受けられない。だけど、何らかの支援がないと生活は厳しい」と障害年金の受給を申請した理由を説明した。最初の申請では認められなかったが、二度目の申請で、知的障害の認定についても説明すると、障害年金を受給できることになった。「良かった。安心して

いる」と(墨田区)内にある障害者支援のカフェで働いて月に約二万円を得て、九十歳近い親の老齢年金と合わせて暮らしている。「親がいて家もあるので生活保護は受けられない。だけど、何らかの支援がないと生活は厳しい」と障害年金の受給を申請した理由を説明した。最初の申請では認められなかったが、二度目の申請で、知的障害の認定についても説明すると、障害年金を受給できることになった。「良かった。安心して

「生活の困難 理解されず…」

小山さんの申請を手伝った「こらーる・たいとう」の加藤真規子代表は「審査基準は厳しい。障害年金はハードルが高いイメージがある」と言う。小山さんの最初の申請時、窓口の担当者からは「難しいだろう」と言われた。障害年金は、車いすを使うなど障害の重い人でなければなかなか受給できないと感じる。

加藤さんは一九九八年以降、十数人の障害年金の申請に立ち会ったが、三人に一人は一度は申請を断られたという。入院を続ける精神障害者でも受給できない人がいた。「日常生活の困難を理解してもらえないなど、診断書を書く医師によって温度差がある。その診断書を見て認定医が受給対象となるか審査するので影響は大きい」と話す。

最近では、障害の程度が変わらないのに、更新の際に受給者の等級が下げられるケースが出ているという。提出する診断書の内容がほぼ同じでも、障害年金の判断が変わることもある。理由は分からないが、「厳しい年金財政と無関係ではない」とみる社会保険労務士は少なくない。

こちら特報部

障害基礎年金の申請に対する支給・不支給の判定結果は、都道府県ごとにばらつきがある。日本年金機構と厚生労働省の資料を基に算出した不支給判定(却下を含む)の都道府県別の割合は二〇一〇～一二年度平均で、茨城県の23・2%と、隣県の栃木県の4・0%で約六倍の差がある。

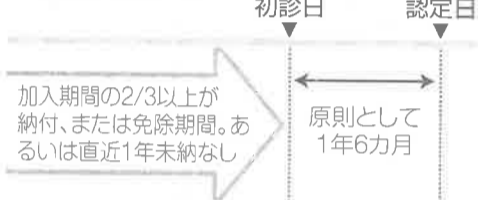
茨城、栃木両県の相談者を受け持つ社会保険労務士の荒井徹氏は「格差は実感としてある。茨城では支給基準を明らかに満たしているのに不支給と判定され、不服申し立てで判定を覆したこともある」と語った。

社会保険労務士の多くは、格差の原因に「認定医」の少なさを挙げる。申請者の障害ごとに、外科、内科、精神科の医師が要件を満たすか審査するが、年金機構によると、認定医の数は障害厚生年金の担当を含めて全国で二百十六人。都道府県の内訳は非公表だが、「申請件数に応じて数が異なる」という。全体の人数を単純に四十七で割ると、四・六人。申請が少ない、つまり人口の少ない県

判定地域差 6倍に

「初診日」要件めぐり 裁判も

●保険料納付と障害年金 受給の仕組み



神奈川県内に住む女性の夫に届いた障害基礎年金の支給停止を知らせる通知

は各科一人、医師は計三人しかいない計算となる。

NPO法人「障害年金支援ネットワーク」(奈良県)の代表理事で社会保険労務士の青木久馬氏は個人的な意見とした上で、「専門性の高い病気もある。一人が全ての申請について、的確に判断するのは難しいだろう」と指摘する。

場合、「人格変化や思考障害があり、日常生活が著しい制限を受ける」ことが障害年金二級の条件だ。だが、「著しい」かどうかは主観で判断するしかない。青木氏は「精神障害に限らず、数値化できないものは多く、認定医によって受け止め方が変わる」と話す。

「初診日」をめぐるトラブルもある。障害年金の申請者は、その障害に関して初めて診断を受けた初診日を示す必要がある。その上で、初診日の月とその前月分を除き、公的年金加入期間の三分の二以上で保険料を納付しているか、直近一年間の保険料を全て納付していなければならない。ちなみに支給は、初診日から原則一年半後の「障害認定日」以降となる。

障害基礎年金の不支給率(2010～12年度の平均)

北海道	11.6
青森県	10.4
岩手県	7.2
宮城県	5.7
秋田県	11.2
山形県	6.3
福島県	12.8
茨城県	23.2
栃木県	4.0
群馬県	8.9
埼玉県	16.3
千葉県	12.2
東京都	10.3
新潟県	7.2
富山県	5.2
石川県	8.6
福井県	6.7
山梨県	8.7
長野県	12.2
岐阜県	5.8
静岡県	8.6
愛知県	9.6
三重県	12.9
滋賀県	8.4
京都府	16.3
大阪府	12.4
兵庫県	22.0
奈良県	16.7
和歌山県	12.8
徳島県	6.5
香川県	13.7
愛媛県	19.3
高知県	21.2
福岡県	6.2
佐賀県	8.6
長門県	9.6
熊本県	9.7
大分県	16.7
宮崎県	22.9
鹿児島県	11.9
沖縄県	9.8
全国平均	24.4
全国平均	7.3
全国平均	13.8
全国平均	17.6
全国平均	12.5

※単位は%。日本年金機構の開示データを基に作成

周知不十分「事情に応じ柔軟対応を」

は二十歳の誕生日から三カ月以内にあらためて受診し、その診断書を提出しないと受給できない。

制度を知らなかった東京都内の女性(三三)は、二十八歳の時に障害年金を申請した。認められたが、さかのぼった八年度は支給されなかった。提訴し、東京地裁は昨年十一月、「未成年時の診断内容や母親らの証言から二十歳当時の障害は認定できる」と支給を命じる判決が出た。

女性の代理人の和泉貴士弁護士は「障害年金は詳しい仕組みが周知されていない。個別の事情を踏まえた柔軟な審査を進めるべきだ」と説く。前出の青木氏も「年金相談センターに障害年金のチラシが置いていないなど、制度は十分に周知されていない。認定基準や初診日など課題も多い。在り方を考え直すべきだ」。

テスクメ

「消えた年金」問題が発覚して、年金によつて関心を持った。だが、直接の取材担当ではなかったため、途中でやめた。最近、自分に大きく関わるのに、受給する年が近づくと制度をよく理解しないのはよくないと思う。障害年金もわかり。知らなければ、議論もできない。(文)